

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、次の職員について公民較差分として期末手当を次のとおり引き下げる。

1 支給月数

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R3	現行	1.275	0.950	2.225	1.275	0.950	2.225	2.550	1.900	4.450
	改定後	1.275	0.950	2.225	1.125	0.950	2.075	2.400	1.900	4.300
	現行との差	0	0	0	▲ 0.150	0	▲ 0.150	▲ 0.150	0	▲ 0.150
R4	改定後	1.200	0.950	2.150	1.200	0.950	2.150	2.400	1.900	4.300
	現行との差	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.150	0	▲ 0.150

(2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R3	現行	0.725	0.450	1.175	0.725	0.450	1.175	1.450	0.900	2.350
	改定後	0.725	0.450	1.175	0.625	0.450	1.075	1.350	0.900	2.250
	現行との差	0	0	0	▲ 0.100	0	▲ 0.100	▲ 0.100	0	▲ 0.100
R4	改定後	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.350	0.900	2.250
	現行との差	▲ 0.050	0	▲ 0.050	▲ 0.050	0	▲ 0.050	▲ 0.100	0	▲ 0.100

(3) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R3	現行	1.275	0	1.275	1.275	0	1.275	2.550	0	2.550
	改定後	1.275	0	1.275	1.125	0	1.125	2.400	0	2.400
	現行との差	0	0	0	▲ 0.150	0	▲ 0.150	▲ 0.150	0	▲ 0.150
R4	改定後	1.200	0	1.200	1.200	0	1.200	2.400	0	2.400
	現行との差	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.150	0	▲ 0.150

2 勤勉手当の詳細

勤勉手当の原資月数に改定がないため、相対評価区分による支給月数は現行どおりとなる。

(1) 再任用職員以外の職員

	相対評価区分による支給月数						
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					A	B	C
現行	0.950 +2 α +6f	0.950 + α +4f	0.950 +f	0.938	0.925	0.888	0.850

(2) 再任用職員

	相対評価区分による支給月数						
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					A	B	C
現行	0.450 +2 α	0.450 + α	0.450	0.437	0.431	0.423	0.415

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

勤勉手当の原資月数に改定がないため、「令和元年度給与改定等について」として提案した支給月数と同じである。

（1）令和3年12月期

ア 再任用職員以外の職員

（原資）0.950月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	1.062		1.116
第2区分	1.022		1.058
第3区分	0.966		0.975
第4区分	0.938		0.938
第5区分	A	0.925	0.925
	B	0.888	0.888
	C	0.850	0.850

イ 再任用職員

（原資）0.450月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	0.464		0.464
第2区分	0.457		0.457
第3区分	0.450		0.450
第4区分	0.437		0.437
第5区分	A	0.431	0.431
	B	0.423	0.423
	C	0.415	0.415

(2) 令和4年度以降

ア 再任用職員以外の職員

(原資) 0.950月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分		1.062	1.116
第2区分		1.022	1.058
第3区分		0.966	0.975
第4区分		0.938	0.938
第5区分	A	0.925	0.925
	B	0.888	0.888
	C	0.850	0.850

イ 再任用職員

(原資) 0.450月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分		0.464	0.464
第2区分		0.457	0.457
第3区分		0.450	0.450
第4区分		0.437	0.437
第5区分	A	0.431	0.431
	B	0.423	0.423
	C	0.415	0.415

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 実施時期

1（1）は令和3年12月期勤勉手当、1（2）は令和4年6月期勤勉手当から適用。

4 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。